

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷三十二第

行發日一月一十年五十五大

論叢

消費税の理想としての專賣

教授 法學博士

神戸 正雄

價格の一理論

九州帝國大學
教授 文學博士

高田 保馬

伊豫の百姓一揆

教授 經濟學士

黒正 巖

時論

再び我國の人口問題に就て

教授 法學博士

山本美越乃

說苑

アダム・スミスの勞賃論

講師 經濟學士

森 耕二郎

妙心寺の寺領と領民の負擔

經濟學士

中川與之助

雜錄

近世の恐慌と其一般的普及性

高松高等商業學校
教授 經濟學士

小川福太郎

信州小布施の地割制度

教授 經濟學博士

本庄榮治郎

Vital Statisticsに就きて

教授 法學博士

財部 靜治

英吉利海運の統計的研究

教授 經濟學博士

小島昌太郎

勞農露國の豫算

經濟學士

吉川 秀造

シムムペーターのシ・モツラー觀

經濟學士

菊田 太郎

法令

郵便年金令・郵便年金特別會計規則・郵便年金規則・簡易保險規則中改正

勞農露國の豫算

吉川 秀造

一 緒言

一九一七年の露西亞革命によつて現在の勞農政府が成立して以來、經濟組織の急激なる改革の爲に各部門の産業は著しく生産力を減じて國民經濟は總體的に衰退した。その結果政府は極度の財政難に苦しみ、年々の國費の支辨の爲に巨額の不換紙幣を發行し、爲に經濟界を極度に攪亂せしめた事は一般に知らるゝ所である。然るに政府はこの所謂戰時共產時代を脱して一九二一年以來新經濟政策を實施するに及んで、諸般の經濟制度の改革を行ひし事も之れ亦周知の事實である。この新經濟政策の實施と共に幣制の整理を行ひ、或は國立銀行を復活し、更に續いて新紙幣チエルウォネツツを發行して銳意金融制度の改善に努めた事は、已に本誌上に於て谷口學士が紹介せられし所である。而てこの幣

制の整理と共に又勞農政府は財政上に於ても新政策を採用し、從來の如き紙幣の濫發によりて國庫の收入を計る策を廢して新に豫算制度を復活し、種々の税目を設けてこの租税收入を主なる財源となし、漸く革命前の財政制度に復歸せんとする方針を採るに至つたのである。併し乍ら斯く革命前の制度に復歸したる財政制度もその内容に至つては、税目の上にも又豫算編成の上にも於ても種々革命前とは相異なるものある事を認め得るのである。この意味に於て革命前後に於る露西亞の豫算を比較する事は吾人に大なる興味を覺えしむるものである。而てこの事に就ては Wladimir Hessen, Das Staatsbudget Sovetrusslands, 1925, Berlin (Quellen und Studien, Abteilung Wirtschaft, neue Folge Heft 1, Ost-europa-Institut in Breslau) は甚だ有益なる著述の一である。以下紹介せんとするは同書第五章中、一九二二—二三年度の豫算と一九一三年度の夫れとを比較したる一節の大意である。即ち一九二二—二三年度の豫算は勞農政府が新に復

1) 谷口學士、勞農露國に於ける金融制度の復活及現狀(本誌第二十二卷第五號)

活したる豫算制度の最初のものとして最も重要なものであり、又一九一三年の豫算は歐州大戰によつて攪亂せられざる帝政時代の最後の豫算と認め得らるゝものであつて、この兩者を比較する事は最もよく兩政府の豫算を比較し得べき筈である²⁾。

二 歳入

先づ左にこの兩年度の歳入豫算を對照したる表を掲げる。(單位百萬戰前ルーブル)

種目	一九一三年度	一九二三年度	後者ノ前者ニ對スル百分比
一、直接税	二〇九八	一八三三	八七・九
1 地租	八五九	—	—
2 營業稅	一三・六	一六・四	一二・一
3 一般市民稅	—	一・五	—
4 現物稅	—	二九・六	—
5 農業稅	—	五〇・三	—
6 流通稅	—	一五〇・九	—
7 所得稅	—	九・四	—
8 資本利子稅	三・四	—	—
9 其他	—	三・九	—
二、間接稅	一四〇・四	一四〇・九	一〇〇・六

1 飲料稅	五・五	五・六	一〇〇・二
2 砂糖稅	二八・五	三二・四	一〇七・一
3 烟草稅 (Tabak)	七・一	一五・三	二一・四
4 烟草稅 (Tabak-Hilfensteuer)	四・三	〇・五	一三・〇
5 石油稅	四六・七	九四・六	二〇・二
6 燐寸稅	一九・六	三二・〇	一六・三
7 關稅	三三・七	五〇・〇	一四・八
8 茶稅	—	二〇・一	—
9 鹽稅	—	一三・四	—
10 蠟燭稅	—	〇・三	—
11 絨物稅	—	六・三	—
12 ゴム靴稅	—	〇・二	—
13 其他	—	〇・七	—
三、手數料及其他ノ稅	二八・五	一七・七	六二・一
1 印紙稅、司法及官房手數料	一〇・五	一六・〇	一五・二
2 賣却手數料	四四・七	—	—
3 港稅	一〇・五	—	—
4 流通稅	二九・三	—	—
5 保險稅	六・五	—	—
6 種々ノ手數料	九・七	〇・九	一〇・七
四、特權收入	九三・三	三三・五	三五・九
1 鐵業收入	〇・六	—	—
2 貨幣鑄造	七・五	〇・八	一〇・七

2) 1922—23年度の豫算年度は1922年10月1日に始り、1923年9月30日に終る。

3 郵便收入	六・七	一〇・七	一三・四
4 電信電話	四〇・三	三三・四	三〇・五
5 火酒專賣	八〇〇・二	—	—
五、運輸業(鐵道及船舶)	六二・四	三三・〇	三〇・〇
六、國有財産、國有資本、及國營事業ノ收入	二〇四・四	四〇・六	三二・二
七、國有財産ノ拂下	一・六	七・六	四九・九
八、雜收入	三二・八	八・〇	三〇・〇
小計	三三九・一	四三・四	三二四
信用設定	—	二〇・六	—
紙幣發行	—	三六・二	—
納計	三三九・一	三三九・〇	三六三

この表に就て先づ第一に吾人の注意を惹く事は革命後の歳入が戦前に比して極めて少額にして、總計に於ても其の三八・三%に過ぎず、信用設定及紙幣發行によつて補填すべき不足金を除けば僅に二三・四%に過ぎざる事である。更に又其細目に就て見るに、第一に勞農政府の豫算に於ては國有財産の拂下による收入が戦前に比して著しく増加し、約五倍の増加である。之は政府が他の費目のみにては到底充分なる收入を得る事の困難なるが故に已むを得ず國有財産の

拂下により之が補填をなさんとするものである。次に更に著しき事實は間接税目の甚しき増加である。元來間接税は、共產主義者のみならず穩和なる社會主義者でさへも、貧民階級の生活を壓迫するの故を以て之を排斥する所なるにも拘らず、上掲の豫算に於ては茶、蠟燭、鹽、織物等の生活必需品に迄消費税が課せられてゐる。故に之に就ては政府は何等かの辯明の辭を設けねばならぬのであるが、一九二三年六月一日のモスカウ集會に於る稅務當局の決議には次の如く云つてゐる。「鹽、砂糖、石油、糸等の生活必需品其他多くのものに對する間接税の賦課は、政府の歳入を償ふ爲め及び都市村落住民の負擔の均衡を計る爲めに絶對的の必要に迫られて之をなすものである。」斯の如く租稅負擔の均衡を計るが爲には尙生活必需品にまでも間接税を課することを辭せざる勞農政府こそ誠に皮肉なものではないか。

次に直接税を見るに、先づ一般市民税なるものは一九二二年一月二日の法律により新に設

けられしものにして、農業の救済及飢饉の跡仕未を目的とする。又同月一六日の法律により所得税が設けられたが、之は國家的、地方的及私的の諸施設、諸經營事業に従事せる俸給者の所得にして一定の免稅點を超過する額に對して課せられるものにして、その免稅點は毎月勞働國防委員が決定する。又輸送税は課役の形式により、燃料の供給及發送、糧食の運送其他の勞働を課するものである。之と相並んで今一つの物納税として現物税がある。之は農民より農産物を租税として徴收するものであつて、之が貯藏費、腐敗、盜難等の爲に其の四分一を失ふと稱するにも拘らず、二二—二三年度の歳入に於ても尙重要な地位を占めてゐるのである。尙之れ以外に直接税として一九二三年一月一日より相續税が設けられ、千金貨ルーブル以上の相續分に對して累進率を以て賦課せられる。

終にこの年度の豫算に於る信用設定の地位に留意する必要がある。即全歳入額の二二・八% (紙幣發行を控除して) はこの信用設定によつて

補填せられるのである。この年度の信用設定は二種の公債より成る。即一は一千萬プードの穀物より成る所謂穀物公債にして、他は八ヶ月償却の短期公債及び年利六歩十ヶ年償却の一億金貨ルーブルの公債である。

三 歳出

次に一九二二—二三年度の歳出豫算を見るに左表の如くである。

費目	金額(單位千金貨ルーブル)	總歳出額ニ對スル百分比
一、一般行政費	2,200	0.5%
1 全露中央執行委員會	2,000	0.5%
2 人民委員會及勞働國防委員會	200	0.1%
3 國家計劃委員會	200	0.1%
4 外務委員會	1,300	0.2%
5 民族委員會	1,100	0.0%
6 内務委員會	2,300	0.3%
7 中央統計局	4,000	0.2%
8 司法委員會	5,100	0.0%
9 勞農監督委員會	3,300	0.0%
10 勞働國防委員會基金	1,500	0.0%
二、經濟行政費	2,200	0.3%

3) 之れ Trudguzhevoi nalog と稱せられるものであるが、之は1923年1月1日より金納に改められ、1924年に廢せられた。——筆書註

4) 1922年5月20日の全露中央執行委員會の命令により發行せらる。

1 國民經濟最高委員會	三六〇〇〇	二・八
2 農務委員會	一七〇六八	一・四
3 食糧委員會	三〇〇九〇	二・九
4 貿易委員會	四七七一	〇・六
5 財務委員會	五二四四七	三・九
三、文化的及社會的支出	三三〇〇〇	四・六
1 勞働委員會	三〇〇三三	〇・三
2 保健委員會	一六〇〇九	一・五
3 社會保安委員會	三三〇九三	〇・九
4 國民教育委員會	五九七〇六	三・〇
5 戰爭技術委員會	一一	—
四、國防費	一〇〇〇〇〇	六・三
1 陸軍委員會	一九〇〇〇	一・四
2 海軍委員會	一七三三四	一・三
五、交通費	四八六九五	三・九
1 交通委員會	四六〇〇七	三・八
2 郵電委員會	二七〇〇八	二・三
六、貸付及補助基金	三三三三三	三・七
1 工業補助金	一一〇九三五	一・〇
2 農業貸付金	一七七〇七	一・六
3 トルキスタン灌漑費	四〇〇九	〇・七
4 コオベラチーガ補助金	八八三三	〇・九
5 國立銀行補助金	四八三三	〇・五
6 木材貯藏基金	九八七	〇・七

この二二—二三年度の歳出の各費目の總額に對する百分比と一九一三年度の夫れとを比較すれば次の如くである。

一、一般行政費	一九一三年度 二六・七%	一九三—三三年度 五・四%
二、教育費	四・七%	三〇・九%
三、勞働、社會保安、及保健費	—	一・七%
四、工業費	二・〇%	二・四八%
五、交通費	三・九%	三・六%
六、郵電費	—	二・三%
七、農業費	四・七%	一・四四%
八、食糧費	—	二・九六%
九、國防費	三・四%	一六・三%

7 金購入基金	一〇・三%	一・五
8 穀物整理補助金	一・五〇%	〇・三
9 穀物輸出補助金	一四・五%	一・四
10 人民委員會豫備金	一〇・五%	〇・八
11 飢饉地方復興費	三・三%	〇・三
12 自治體貸付金	一〇・四%	〇・二
七、聯盟共和國人民委員會	五・四%	二・九
八、救濟基金	二・三%	二・三
九、信用設定費	二・三%	一・量
總計	三六・三%	一〇〇・〇%

七、其他の支出

六六%

一九七%

右に掲げたる表に於て特に著しいことは、二

二―二三年度の歳出に於て交通費が三七・九八%にして第一位を占め、國防費が一六・一三%にして第二位を占むるに反して、文化的社會的支出が僅に四・七六%に過ぎざる事實である。殊に教育に對する支出の如きは一九一三年度に比較すれば著しき減少である。

更に又總歳出額の約半分を交通費と工業費とに費してゐることは一九一三年度に比して大なる相異である。この理由は即ち、之等の國營事業が原則としては極めて重要な収入源とならなければならぬにも拘らず、事實に於ては却て年々缺損を續け、政府は之が補填の爲に多額の經費を要する事情に基くのである。即ち二二―二三年度に於て、運輸業に就ては一二四六五二〇〇〇ルーブルの缺損であり、又最も主要なる石炭の産地なるドーネツ炭坑のみに就て見るも收入三八七七三〇〇〇ルーブルに對する支出六九七〇萬ルーブルにて差引三〇九二七〇〇〇ル

ルーブルの缺損である。其他の國營事業も同様の缺損である。

右述ぶるが如き事情により政府の歳入と歳出との間に大なる差額を生じ、莫大なる歳入の不足を見た。即ち二二―二三年度の歳入と歳出とを對照するに、不換紙幣及公債の發行によつて補填せられ得べき歳入不足額は四七二六四七〇〇〇ルーブルの多きに達し、而もかゝる手段による補填を以てするも尙、歳入歳出のバランスを得るを得ずして七〇七四三〇〇〇ルーブルの不足である。而てこの不足額が何によつて補填せらるべきかは明でない。政府はこの點に就て何等言及する所がないのであるが、今假りにこの不足額を矢張り紙幣及公債の發行によつて補填するの外なしとするならば、かゝる紙幣及公債發行による總補填額は五四三三九万ルーブルに上り、實に歳出總額の四二・三%に達するのである。斯の如く見來るならば、吾人は幣制改革の實行は一九二二―二三年度の豫算に對しては何等の好影響をも與へる事を得なかつたもの

と考へざるを得ないのである。

四 結言

以上の二項に於て述べたる所が *Госплана* の著書中、一九二二—二三年度の豫算を評したる部分の大要である。尙同書にはこの以前即ち所謂軍事共產時代の收支見積、及びこれより以後一九二五年に至る迄の豫算をも論じてゐるが、本稿に於ては其中最も注意すべき二二—二三年度の豫算に關する部分の紹介に止めたのである。

已に述べたる如く一九二一年の新經濟政策の採用によりロシアは漸く整理時代に入り、一時極度に迄萎微したる各種産業も徐々に回復に向ふに至つたのであるが、而も一時に戦前の状態に復歸する事の不可能なるは勿論にして、この爲に轉廻期に當る二二—二三年度の豫算に於ては歳入は歳出を償ふことを得ず、己むを得ず紙幣及公債の發行、國有財産の拂下等の方法によつたものである。而て斯の如き方法の正常ならざるものなる事は言を俟たざる所であるが、而も當時の露西亞の状態としては又己むを得ざる

ものとも稱し得べく、現に政府は他面に於て極力歳入増加の道を講ずると共に歳出の緊縮に努力してゐるのである。即ち歳出に就て見れば二二—二三年度は戦前に比較して約四割弱に過ぎない。之は勿論、帝政時代の外債の廢棄、皇室費及宗教費の廢止等革命の當然の結果によるものもあるが、主として政府の緊縮策によるものである。今試みにマルコフの著書⁵⁾中より一九一四年度の經費の主なるもの二三を拾つて之を二二—二三年度と對照すれば左の如くである。(單位百萬ルーブル)

	一九一四年度	二二—二三年度
皇室費	二二七	—
宗會費	一七〇	—
内務省費	一〇六〇	四三三
司法省費	一〇〇六	五二二
農務省費	一四六四	一〇三〇 (農業貸付金ヲ含ム)
教育費	一五三五	一五七〇
保健費	七三 (内務省費中)	一六二
國防費	約三〇〇	二七三
交通費	七五・四	四六〇
逓信省費	八六・三	一〇三
國債利子	六五・八	—

5) Markoff; Sovetskii bjudzhet i narodnoe hozhaistvo (譯文) 1924, Berlin, 60頁以下。

之によつても政府が或は軍備を縮少し、或は一般行政費を緊縮する等、國民負擔の軽減に努力せる跡を窺ふことが出来る。而て教育事業が財政困難の爲に戦前に比して大に衰退せる事は事實であるが、併し前掲の中央費の外に地方費に移管せられたる費用が七〇六〇萬ルーブル存する事を考へるならば率に於ては増加せるものと云はねばならぬ。

更に歳入に於ては大なる困難を排して租稅收入を主たる財源となし、従來の紙幣發行を出来る丈け速に廢せん事に努めてゐる。かゝる事情より見れば間接稅の増徴も紙幣の濫發に比べては當面の政策として或は是認せられ得るであらう。少くとも間接稅の徵收を非難する者はそれと同時に又、戦前八億ルーブルに達したる火酒專賣なる好財源を火酒禁止令により全く放棄したる政府の勇氣をも賞すべきであらうと思ふ。

之を要するに、革命後の豫算と戦前の豫算とは管にその總額に於て大なる差あるのみならず、その内容に於ては根本的の相異があり、こ

の兩者を比較研究する事により一層よく勞農政府の特色を窺ひ得べしと思はれる。